

八 代人規則伺

(明治六年六月)

代人之儀ニ付伺

(中村)
印
(野口)
印

凡商人等代人ヲ以テ内国人及外国人ニ取組候事件ニ付總理代人
又ハ偏代人ト區別相立委任状ヲ与ヘ候規則未タ無之候ニ因リ別
而外国商人ト取組候事件ニ於テ大ニ困難ヲ生候而已ナラス裁判
上差問不少候条今般外国ニ於テ代人ヲ命シ候規則ニ照準シ別紙
之通規則相立申度此段相伺候也

明治六年

司法大輔 福岡孝弟

第二月廿五日

司法卿 江藤新平

正院

御中

伺之趣第二百十五号布告相成候事

明治六年六月十九日

御布告案

凡商売及其他ノ事ニヨリ代人ヲ以テ内国人及外国人ト約定取引
等ニ付左之通規則被相定候条此段相達候事

一 凡何等ノ事件ニテモ一家ノ主人ハ代人ヲ命シ之ヲ取扱ハシム

第一条

ルヲ得ヘシ

但シ当主幼年ナル時ハ後見人ヨリ其代人ヲ命スルヲ得可シ

第二条

一凡他人ノ委任ヲ受ケ其事件ヲ取扱フ者ハ代人ニシテ其事件ヲ委任スル者ハ本人ナリ故ニ代人委任上ノ所行ハ本人ノ関係タル可シ

第三条

一凡代人ハ二十一歳以上ニテ心術正実ナル者ヲ命ス可シ

第四条

一代理人ハ總代人ト偏代人トノ兩種ノ別アリ總代人ハ本人ノ行フ

可キ事務ヲ悉皆委任シテ代理セシムル者トス偏代人ハ本人ヨリ事務ノ部分ヲ極メ委任シ代理セシムル者トス

第五条

一凡本人ヨリ代人ヲ命シ他人ト取組候事件ハ本人必ス実印ヲ押スル委任状ヲ与フ可シ

但シ其家業取扱フ場所ニ於テ通常ノ事務ヲ取扱ハシムル件

ハ別段委任状ヲ与フルニ及バス

第六条

一委任状ハ總代人又ハ偏代人タルト其取扱フヘキ権限ヲ明白ニ記ス可シ

第七条

一委任状書式左ノ通

(拙者共儀某ノ事件ニ付何誰ヲ以テ總代人トシテ(拙者共ノ名目ニテ)代理可致旨申付候事

權限ノ大略云々

右代理ノ實正ナル証拠トシテ實印ヲ押スル者也

年号何年何月何日

某府県管轄
住所地名

氏名押印

又ハ何府県管轄何町何誰後見人
何誰ト書シ押印ス可シ

第八条

(注記5)(注記4)
一委任状ヲ以テ總代人式ハ偏代人ニ命スル件ハ其旨ヲ新聞紙アル地方ニ於テハ新聞紙ニ記入セシメ之ヲ世上ニ公布スベシ

五月

太政大臣

參議

(後藤)(大木)(西郷)
印印印
法制課長(小松)
印(注記3)

(注記5)(注記4)
別紙司法省上申代人規則之義ハ從來成規モ無之候所是カ為メ紛争相生シ候儀尠ナカラス候趣ニ付規則御設相成候義ハ可然候ヘトモ同省伺之通ニテハ猶精密ナラサル様ニ有之仍テ仏蘭西民法等ニ考ヘ彼是折衷規則取調申候便害難易其實際之狀況モ有之候ニ付テハ今一應同省ニ御下問相成然ル上公布有之度因テ御指令案并公布案取調供高覽候也

御指令案

同之趣別紙之通公布可相成就テハ其實際施行便害難易之考案

早々可申出候也

月 日

公布案

右代理ノ委任状仍而如件

年号何年何月何日

住所身分
姓名印

凡ソ一般ノ人民商業及ヒ其他之事ニ因リ代人ヲ以テ契約取引等致シ候義左之通規則被相定候条此旨相達候事

明治六年五月

太政大臣 三条実美

代理人規則

第一条 凡ソ何人ニ限ラス己レノ名義ヲ以テ他人ヲシテ其事ヲ代理セシムルノ權アルヘシ

但シ本人幼年等ニテ其事理ヲ弁シ難キ時ハ其後見人及ヒ親族ノ者協議ノ上代人ヲ任スルヲ得ヘシ

第二条 代人ハ總理代人部理代人ノ別アリ總理代人ハ其本人身上諸般ノ事務ヲ代理スル者ニシテ部理代人ハ特ニ其委任スル部内ノ事務ヲ代理スルヲ得ル者トス

第三条 凡ソ代人ハ心術正実ニシテ二十一歳以上ノ者ヲ撰ムヘシ

第四条 代人ヲ以テ他人ト契約取引等ヲ為サント欲スル時ハ必ス其代人タルノ証書ヲ授ケテ後以テ之ヲ行フヲ必要トス

但シ其家業取扱ノ場所ニ於テ通常ノ事務ヲ取扱ハシムルノ類ハ証書ヲ与フルニ及ハス

第十二条 代人其本人ヨリ任ヲ受ケタル事務ヲ行フニ付為シタル所ノ払高及ヒ費用ハ本人ヨリ之ヲ代人ニ償フヘシ

第十三条 代人ニ過失ナキ時ハ縱令其事務ノ成就セサル時ト雖モ前条ノ払高及ヒ費用ハ本人ニ償〔ハ〕サルヲ得ス

第十四条 代人其任ヲ受タル事務ヲ行フニ付キ其過失ニ非斯テ損失ヲ受ケタル時ハ本人ヨリ之ヲ償フヘシ

第十五条 一箇ノ事務ニ付キ本人數人ニテ代人一人ニ任シタル時ハ其本人數人ニテ代人ニ対シ連帶シテ義務ヲ負フヘシ

第十六条 代人ノ任ハ左ノ諸件ニ因リ終ルヘシ

何々ノ事 但權限ノ次第ヲ分條記載スヘシ

拙者共儀某ノ事件ニ付何誰ヲ以テ總理代人ト定メ拙者ノ名義ニテ左ノ權限ノ事ヲ代理為致候事

代人ヲ退クル事

第七条 代人ハ其任ヲ受タル時間ニ於テ代理ノ事務ヲ執行フヘシ若シ之ヲ行ハサルニ因リ本人ノ為メ損害ヲ生シタル時ハ其事ニ応シ之ヲ償フヘシ

第八条 代人ハ其委任上ニ於テ總テ行ヒタル所ヲ本人ニ対シ審具算計シ且之ヲ遂ケ了リタル後ハ其諸件ヲ本人ニ還付スヘシ

第九条 代人ハ其事務ニ付己レヨリ為シ出シタル過失アラハ其ト其事ヲ契約シタル義務ヲ必ス自ラ執行フヘシ

責ニ任スヘシ

第十条 本人ハ其代人ニ授ケタル權利ニ因リ〔抹消〕〔加筆〕〔他〕〔代〕人ノ他人ト其事ヲ契約シタル義務ヲ必ス自ラ執行フヘシ

ハ本人其事ヲ担当スルニ及ハス

後見人等ハ住所身分何誰
ノ後見人何誰ト記ス可シ

族ノ者協議ノ上代人ヲ任スルヲ得ヘシ

第八条 代人ヲ任スルノ期限ハ予メ規定シ難キモノト雖モ其本
人幼弱疾病事故等ニテ長ク委任セントスル時ハ其地方ニ新
聞紙アラハ之ニ記入セシメ世上ニ公布ス可シ

第二条 凡他人ノ委任ヲ受ケ其事件ヲ取扱フ者ハ代人ニシテ其
事件ヲ委任スル者ハ本人ナリ故ニ代人委任上ノ所行ハ本人ノ
関係タル可シ

(注記8)(注記7)
六月五日(注記9)同十二日(中村)(谷森)(注記6)
太政大臣(板垣)(天木)(江藤)(後藤)(花押) 法制課長(小松)(印)

参議(印)(印)(印) 別紙司法省上申代人規則之儀遂審議上陳候処民法御改定相成候
上ナラテハ障碍ノ箇条等モ可有之ニ付同省上申ノ如ク大綱而已
ヲ掲候方可然旨御談ニ付猶遂再案公布并御指令案共取調供高覽
候也

御指令案

伺之趣者第何号ヲ以公布相成候事

(作間)(野口)(谷森)(印)(印)(印)

〔抹消〕人民一般〔ノ〕商業及ヒ其他之事ニ因リ代人ヲ以テ契約取
引等致シ候〔義左之通〕規則〔別紙之通〕被〔相〕定候此旨相達候
事

第七条 委任状書式左之通
ル権限ヲ明白ニ記載ス可シ

第六条 委任状ハ総理代人又ハ部理代人タル事及ヒ其委任シタ

拙者共儀某ノ事件ニ付何誰ヲ以テ総理代人ト定メ拙者ノ名義
ニテ左ノ権限ノ事ヲ代理為致候事
一 何々ノ事但権限ノ次第ヲ
右代理ノ委任状仍而如件

年号何年何月何日 住所身分 姓名印

後見人等ハ住所身分何誰
ノ後見人何誰ト記ス可シ

第一条 凡ソ何人ニ限ラス己レノ名義ヲ以テ他人ヲシテ其事ヲ
代理セシムルノ權アルヘシ
但シ本人幼年等ニテ其事理ヲ弁シ難キ時ハ其後見人及ヒ親

第八条 代人ヲ任スルノ期限ハ予メ規定シ難キモノト雖モ其本
人幼弱疾病事故等ニテ長ク委任セントスル時ハ其地方ニ新聞
紙アラハ之ニ記入セシメ世上ニ公布ス可シ

(注記1)

「済」

(注記2)

「五」(簿冊内件名番号)「五月／四十六号」

(注記3)

「(河村印)」

(注記4)

「法制課」

(注記5)

「消印」

(注記6)

「(河村印)」

(注記7)

「再案」

(注記8)

「法制課」

(注記9)

「検」

(下札1)

「凡諸般ノ事務代人ヲ任スルト任スルヲ得サルトノ別アリ今何等ノ事件ニテモ代人ヲ任スルヲ得ルトキハ障碍夥シカラん且何人ニテモ代人ヲ任スルヲ得ヘキヨ一家ノ主人トノミアリテハ他人ハ代人ヲ任スル」能ハス恐クハ百事障碍アラン」

(下札2)

「総代人トハ從来數人ニ代テ一人之ヲ代理スルヲ云仮令ハ生糸蚕卵紙等ノ物代ノ如シ此ニ記載スル總代人ハ本人ノ諸般ノ事務ヲ代理スルノ意ナレハ趣キ異ナリテ且紛レヤシ偏代人ノ名称モ亦適當ト云ヘカラス」

(下札3)

「一時代人ヲ任シ部内ノ事務ヲ代理セシムルニ悉ク之ヲ新聞紙ニ記入セシメテハ人民ノ疾苦甚シク且仮令ハ東京ノ新聞紙ニ日々市民ノ代人ヲ記載スルニ於テハ夫カ為メ紙葉三枚ヲ費ストモ足レリトセス實際ニ於テ行ハレ難カラん」

〔明治六年六月
公文録 司法省之部 一二〕
2A, 9, ⑩902